平成26年労第473号

主文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月から平成〇年までA市所在のBデパート内のファミリーレストラン「C」に雇用され、同年から平成〇年〇月までは同デパート内のそば店「D」に雇用され、それぞれ食材の下ごしらえや食器洗いの業務に従事し、平成〇年〇月から平成〇年〇月までは同市所在のE会社F店(以下「F店」という。)に雇用されて、洗米や食材の下ごしらえの業務に従事していた。さらに、同月から平成〇年〇月までは同市所在のG会社に雇用されて、発泡スチロール製品の梱包等の作業に従事した後、平成〇年〇月から平成〇年〇月までは日市所在の会社Iに雇用されて、食材の下ごしらえ等の業務に従事していた。

請求人によると、F店に勤務していた平成〇年〇月頃右手指の指先にびりびりした痛みを自覚するようになり、その後は同指先が変形し、G会社に勤務してからは左指先にも痛みや変形が出現し、平成〇年〇月頃からは右肘にも痛みを自覚するようになったとし、さらに、I勤務後も指の痛みを自覚する範囲が広がっていったとしている。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Jクリニックに受診し「右変形性肘関節症、両変形性指関節症」と診断された。

請求人は、上記傷病は業務上の事由により発症したものであるとして、監督署長に対し、平成〇年〇月〇日以降の療養補償給付及び平成〇年〇月〇日から平成

○年○月○日までの休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の傷病 は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処 分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを乗却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
 - 1 当審査会の事実の認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1)請求人らは、請求人が罹患した「右変形性肘関節症、両変形性指関節症」に ついて、請求人が従事してきた上肢作業が原因で発症した旨主張している。
- (2) ところで、上肢等に過度の負担のかかる業務による疾病の業務起因性については旧労働省(現厚生労働省)労働基準局長が「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」(平成9年2月3日付け基発第65号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもこれを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づき本件について検討する。
- (3) 請求人の傷病の発症時期について

請求人は、「右変形性肘関節症、両変形性指関節症」に係る症状の発現時期について、昭和〇年から調理補助等の作業に従事し、複数の事業場に勤務していたところ、F店に勤務していた平成〇年〇月頃から右手指の指先に痛みを自覚

し、右手中指関節が変形するようになり、手指の関節の痛み及び変形の症状が 両手指の関節へと進行していったと述べている。

これに対して、K医師は平成〇年〇月〇日付け意見書において、「平成〇年頃 両手の拇指以外の4本の指先が少し曲がっているのに気付いて、両手掌側が真っ赤に腫れている状態だったとのことで、この時期(43歳)に本疾患のヘバーデン結節が発病し始めた」ものであり、請求人の手指の外観が変化をしたとする同僚の申述からも、同時期(平成〇年)が発症時期であると判断している。

当審査会としては、K医師の意見には説得力があると判断するも、請求人が初めて医療機関を受診した期日は特定できず、また、平成〇年頃に請求人の両手に出現した症状がその後明白となる傷病の症状であったと確認することもできないことから、請求人自身が、痛みが生じ、変形が始まったと明確に述べている平成〇年〇月頃に発症したと判断することが相当であり、この点において審査官の判断は妥当であると判断する。

(4) 請求人に発症した疾病について

ア 手指の症状について

L医師は平成○年○月○日付け意見書において、請求人の勤務歴等を加味 し、「過度に上肢に負荷が加わる作業を通常作業を超えて従事したことにより、 両手指関節に過度の物理的負荷が加わり、関節部の骨、腱、靭帯などの小規 模な炎症性病変(腱鞘炎等)を繰り返した結果、骨棘形成や骨の変形性変化 を来たしたものである。」として、業務による起因性は否定されない旨述べて いる。

これに対して、K医師は上記意見書において、請求人の両手指に係る症状について、請求人及び事業所関係者からの聴取記録、L医師の意見書及び検査結果等から判断して、「ヘバーデン結節」及び「ブシャール結節」であると診断し、その病状の変化から見て、仕事上からの発症とは考え難い、と述べている。

当審査会においては、請求人が両手指に違和感を感じた経緯及びその後の 傷病経過を精査したところ、請求人に発症した傷病は「ヘバーデン結節」で あるとするK医師の意見は妥当であると判断する。請求人の同傷病の発症機 序については、指先等に係る刺激や負荷が要因となるとは確認されておらず、 また、請求人の場合、その発症時期は、F店に勤務を始めて間もなくのこと であり、少なくとも同傷病の発症が、請求人らの主張する業務に起因するものであるとは判断し得ない。

イ 肘の症状について

L医師は平成○年○月○日付において、要旨、右変形性肘関節症があることは明らかであるとし、「過度に上肢に負荷が加わる作業を通常作業を超えて従事したことにより、肘関節部に過度の物理的負荷が加わり、関節部の骨、腱、靭帯などの小規模な炎症性病変を繰り返した結果、骨棘形成や骨の変形性変化を来したもの」との意見を述べている。

一方、K医師は平成〇年〇月〇日付け意見書において、「①肘関節に変形性関節症所見は認めがたい、②第5/6 頚椎間で明らかな椎間板変性(椎間板狭小化、椎体骨棘形成、椎間板不安定性)が認められ、第5 頚椎椎体が後方へ滑っており、椎体後方部が硬膜柱を圧迫し、脊髄までの圧迫所見が認められる、③頚椎の後屈などで脊髄が圧迫され脊髄刺激症状が起こる可能性があり得ると判断される、④肘関節・手関節部痛は、画像所見から変形性関節症からの疼痛とは判断され難く、第5/6 椎間板頚椎変性による第5 頚椎椎体の後方すべりが明らかに認められ、第5 頚椎椎体の後方すべりによる脊髄への圧迫症状として起こる可能性が十分考えられる」と述べている。

当審査会においては、両医師の意見を比較検討したが、変形性肘関節症の有無に係る判断においては異なるものの、頚椎由来による何らかの神経障害を伴う症状が生じている可能性については一致しているものと判断できる。右変形性肘関節症の原因について、L医師は上記意見書において過度な物理的負荷である旨述べるも、「本例の場合、比較的小柄な体格で閉経期の女性であったことが症状の増悪を促進したと考えられる。」とも述べている。当審査会としては、請求人に右変形性肘関節症が認められるか否かは明らかとは言えないものの、第5/6椎間板頚椎変性による第5頚椎椎体の後方すべりが明らかであるとのK医師の意見から見て、請求人が従事した業務が負荷となって生じる傷病であるとは、医学的に見て判断し得ないものであり、したがって、同傷病が請求人の業務に起因して生じたとは判断できない。

なお、請求人らは、K医師の意見書には、要旨、「直接患者さんを診察していませんので、断定は出来かねます」と書かれていることを捉え、同意見を採用することは重大な誤りであると主張するが、K医師は、各事業所から提

出された調査結果、主治医の意見書及び請求人のレントゲン写真像を基に診断したものであり、その意見の信頼性は高いものと判断する。

- ウ したがって、当審査会としては、請求人に発症した傷病については、いず れも業務が有力な原因となって発症したものと認めることができないと判断 する。
- (5) また、請求人は、請求人に発症した傷病について、業務の積み重ねにより症 状が増悪していったとも主張しており、以下、この点について検討する。
 - ア 請求人の傷病発症後の各事業場での就労時における症状の増悪時期、急性期特有の炎症症状等があった期間、必要な治療内容、本件疾病が進行性の疾病であることからして医学上妥当なものと認められるかなどについて、確認し得る医証は存在しない。
 - イ 請求人らが過重な業務であったと主張する退職直前の I における作業の過 重性についてみると、次のとおりである。
 - (ア)請求人が同事業場における最終就業日(平成○年○月○日)以前6か月間において従事したのは、コールドキッチンでの作業で、所定休日は毎月7日間で、4日間の勤務ごとに1日の休日が与えられたとのことであり、フルタイムの労働者として、機内食の弁当用の食材をバットにセットして保管用冷蔵庫に移動する作業、果物の包丁使用による皮むき・カット作業、野菜・肉・魚介類の包丁使用により切る作業などに従事しており、上肢に負担がかかる作業に従事していたものと認められる。
 - (イ)業務の過重性については、上肢に負担のかかる作業に従事した業務量により判断するものであるが、請求代理人は、通常の業務量(所定労働時間:8時間)のおおむね20パーセント以上の労働を行った日数は、退職月(平成〇年〇月〇日~〇月〇日)21日間、退職1か月前(同年〇月〇日~〇月〇日)14日間であり、認定基準の「発症直前の3か月程度連続している場合」に該当すると主張している。

この点、仮に請求代理人の主張する始業・終業時刻により請求人及び同僚労働者の労働時間数を算定したとすると、その結果は、下表のとおりとなり、退職2か月前(平成〇年〇月〇日~〇月〇日)から退職4か月前(同年〇月〇日~〇月〇日)の3か月間については、同僚労働者の10パーセ

ント以上の業務量があったものと推認される。

請求人及び同僚労働者の月間労働時間数比較表

	請求人の 労働時間数	同僚労働者の労働時間数	
		実 績	10%増の数値
○月○日~○月○日	193:03	2 1 2 : 3 2	2 3 3 : 4 7
○月○日~○月○日	220:42	195:30	2 1 5 : 0 3
○月○日~○月○日	212:22	185:18	203:50
○月○日~○月○日	230:36	196:23	2 1 6 : 0 1
○月○日~○月○日	2 3 8 : 1 2	2 2 3 : 2 3	$2\ 4\ 5\ :\ 4\ 3$
○月○日~○月○日	251:53	209:26	2 3 0 : 2 3

- (注)請求人の労働時間数に下線を付した期間は、同僚労働者の10パーセント 以上の労働時間数である。
 - 2 認定基準によると、業務上と認められる上肢障害は、①上肢等に負担のかかる作業を主とする業務に相当期間従事した後に発症したものであること、②発症前に過重な業務に就労したこと、③過重な業務への就労と発症までの経過が、医学上妥当なものと認められることのいずれの要件(以下「認定要件」という。)をも満たし、医学上療養が必要であると認められるものに限られるとしているところ、上記イの(ア)及び(イ)により、仮に請求代理人の主張する労働時間が正しとすれば、認定要件の①及び②については、「発症」を「増悪」と読み替えることで満たすとしても、請求人は、過重な業務に就労したと推認される時期の直後に医療機関を受診しておらず、認定要件の③「過重な業務への就労と発症(『憎悪』と読み替える。)までの経過が、医学上妥当なものと認められる」に該当する事実を疎明する資料は存在しない。
 - なお、全国健康保険協会M支部長作成の回答書によると、請求人は、平成 〇年〇月〇日に「N病院」を受診し、「左第2指基節骨骨折(主)、右肘打撲 挫創」の傷病名で3日通院しているが、当該受診歴については、離職後1年 9か月経過した平成〇年〇月〇日に受診したL医師にも伝えていないとされ ている。
 - エ 以上のことから当審査会としては、請求人の傷病は、客観的に認定要件を

満たすものとは認めることができないと判断する。

- (6) したがって、請求人に発症した傷病は、業務上の事由によるものとは認められない。
- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休 業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由は ない。

よって主文のとおり裁決する。